

令和7年度12月只見町農業委員会定例総会議事録

日時：2025/12/22

13:00～15:00

場所：只見町下庁舎中会議室

出席者：小沼一弘委員、渡部周一郎委員、長谷部克則委員、目黒美樹委員、渡部理一委員、小島宜是委員、吉津榮一委員、山内征久委員、馬場大輔委員、齋藤聡委員、飯塚春夫委員（11名）

欠席者：（なし）

事務局：星事務局長、岩淵秀一専門員（2名）

作成者：岩淵秀一専門員

事務局

こんにちは、全委員が揃いましたので定刻前ですが、12月定例総会を始めたいと思います。（配布資料の確認を求める）
それでは本年最後の総会となりますので会長を議長として、よろしくお願いたします。

議長

私から先月の総会から昨日までの会長としての出席した内容を報告いたします。25日に常設審議委員会に出席して来ました。県内で3,000㎡以上の転用は7件、1万㎡以上の転用は2件あり、ほとんどが太陽光発電の案件でした。また、審議委員の辞任が1件ありました。27日は本県国会議員への要請集会（本県出席者69名）と全国農業委員会代表者大会に事務局長と出席して参りました。以上ご報告し、総会を始めたいと思います。

事務局

それではただ今より只見町農業委員会12月定例総会を開会いたします。
本日の出席状況は全委員の出席を認め、本会が成立したことを報告いたします。
次に、会議録署名人を2名指名いたします。
8番山内委員、10番齋藤委員を指名しますのでよろしくお願いたします。

5番渡部委員

8番山内委員

（了承）

10番齋藤委員

議長

それでは、「議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

事務局

はい

議長、本日の議案は6件ございまして、5番と6番については出席委員の馬場委員に関する案件であり、一旦退席していただくため1～4番までを一括説明し採決を行い、その後馬場委員には退席していただき5～6番を説明後採決していただきます。

11番飯塚委員

それでは、議案書の3ページをご覧ください。

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、その当事者より下記のとおり農地の所有権移転の許可申請が提出され、受理したので、申請どおり許可するものとする。

令和7年12月22日提出、只見町農業委員会長ということで、1番と2番が関連しますので、一括して説明します。

譲受人千葉県在住のS氏が只見町の空き家を購入、まだ移住はされておりませんが、近い将来移住し自家消費用作物の栽培をしたいとの理由で1番の譲渡人Y氏と2番の譲渡人B氏から空き家周辺の農地を合わせて6筆（田6,104㎡畑747㎡）を購入する申請がありました。位置図としては、資料の2～3ページと7ページをご覧ください。4～5ページと8ページは12月3日に担当農業委員及び推進委員の方と現地調査した写真です。6ページと9ページに現地調査報告書がありますので、担当委員から内容の説明をお願いします。

只今事務局より、説明があったとおり、12月3日に推進委員の鈴木委員と現地調査を行いました。利用状況としましては、耕作されているか、草刈り等よく管理されており、田は引続き担い手農家と契約し耕作いただき、畑は自家消費用作物を作付けしたいと聞いておりますので問題なしと判断しました。また、取得後の常時従事状況は、何度か只見に訪れて周辺農地の草刈り等をやると聞いておりますので、問題ありません。また関係者への影響については、特に問題ありません。以上許可相当であると判断しておりますので、よろしくお願いたします。

次に3番を説明します。譲受人の町内在住のI氏は譲渡人O氏から空き家を購入し隣接する畑2筆75㎡を同時に購入し、自家用作物と観賞用の花を栽培したい理由で申請がありました。位置図としては、資料の10ページをご覧ください。11ページは11月11日に担当農業委員及び推進委員の方と現地調査した写真です。12ページに現地調査報告書がありますので、担当委員から内容の説明をお願いします。

只今事務局より、説明があったとおり、11月11日に推進委員の堀金委員と事務局にて現地調査を行いました。利用状況としましては、空き家だったため耕作されていませんでしたが、草刈り等で耕作可能な畑と判断いたしました、国道脇の三角形畑は観賞用の花を栽培したいと、また裏の畑は自家用消費野菜を栽培すると聞いておりますので問題なしと判断しました。また、取得後の常時従事状況は、奥様が近くで勤務されており管理していくと聞いておりますので、問題ありません。また関係者への影響については、特に問題ありません。以上許可相当であると判断しておりますので、よろしくお願いたします。

次に4番を説明します。譲受人の町内在住のH氏は譲渡人Y氏から空き家を購入し隣接する畑1筆260㎡を同時に購入し、自家用消費野菜を栽培したい理由で申請がありました。位置図としては、資料の13ページをご覧ください。14ページは12月1日に担当農業委員及び推進委員の方と現地調査した写真です。12ページに現地調査報告書がありますので、担当委員から内容の説明をお願いします。

只今事務局より、説明があったとおり、12月1日に推進委員の五十嵐委員と事務局にて現地調査を行いました。利用状況としましては、空き家だったため耕作されていませんでしたが、草刈り等で耕作可能な畑でした、譲受人のH氏は町内で大規模なソバの栽培を行っている農家の長男であり耕作には問題なしと判断しました。また、取得後の常時従事状況も、問題ありません。また関係者への影響については、特に問題ありません。以上許可相当であると判断しておりますので、よろしくお願いたします。

議長 それでは、1番から4番までを一括審議いたします。
これらの議案にご質問等ございませんか。

全委員 (ありません)
議長 ないようでございますので、議案第23号の1番から4番までの案件について、承認するに賛成の方の挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)
全会一致により議案第23号の1番から4番までは原案の通り承認されました。

議長 (ここで、9番馬場委員が退席される)
続いて、「議案第23号の4番と5番の農地法第3条による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明を求めます。

事務局 はい。
それでは、議案書の4ページをご覧ください。
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、その当事者より下記のとおり農地の所有権移転の許可申請が提出され、受理したので、申請どおり許可するものとする。
令和7年12月22日提出、只見町農業委員会長ということで、5番と6番が関連しますので、一括して説明します。

譲受人B氏が5番の譲渡人I氏と6番の譲渡人S氏から耕作目的で7筆(田2,914㎡、畑479㎡)を購入する申請がありました。位置図としては、資料の16～17ページと21ページをご覧ください。18～19ページと22ページは11月27日に担当農業委員及び推進委員の方と現地調査した写真です。20ページと23ページに現地調査報告書がありますので、担当委員が利害関係人ということで事務局から内容の説明をします。

11月27日に馬場委員の案内で推進委員の渡部委員と事務局にて現地調査を行いました。利用状況としましては、田は耕作されていて、畑については一部遊休農地でしたが、大方は野菜が栽培されました。遊休農地は耕作可能な畑で耕作には問題なしと判断しました。また、取得後の常時従事状況も、問題ありません。また関係者への影響については、特に問題ありません。以上許可相当であると判断しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。5番と6番の案件を審議いたします。

これらの議案にご質問等ございませんか。

10番齋藤委員 この調査票に、馬場委員が署名していることは、問題ないのか？

事務局 今回の場合、現地案内人ということでしたので、署名からは削除してください。

2番渡部委員

公民館の位置は、17ページの位置図からどこになるのか。

事務局 図面の下方にあります。

3番長谷部委員

この辺りの地役権がかかっていると聞いているが、そもそも地役権とはどういうことなのか

事務局 今回の地役権は、電源開発株式会社のもので、既に地権者は農地が水没もしくは水が被ってしまった場合の補償を電源開発からしてもらっている農地である。従って転用も不可となっている。(例外もある)

議長 他にありませんか

全委員 (ありません)
議長 ないようでございますので、議案第23号の5番と6番の案件について、承認するに賛成の方の挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)
議長 全会一致により議案第23号の5番と6番は原案の通り承認されました。

(馬場委員が入室される)
続きまして「議案第24号 現況確認証明申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 はい
議長 議案書の5ページをご覧ください。
議案第24号 現況確認証明申請について、下記の者より現況確認証明申請があり、受理したので証明するものとする。
令和7年12月22日提出、只見町農業委員会長ということで今回申請が7件ございました。

1番目の申請は、B氏が平成23年7月29日の新潟・福島豪雨災害の水田に入った土砂捨場に提供し、その後農地として利用されず現在に至っており、申請地番の地目は農地であるが現況原野ということで申請がありました。位置図としては資料の24ページをご覧ください。現地調査時の写真は25ページであります。

11月27日に現地調査した時の報告書が26ページにありますので、担当委員から報告願います。

9番馬場委員 只今事務局より、説明があったとおり、11月11日に推進委員の渡部委員と現地調査を行いました。現況は、申請どおり原野化している状態でありました。経過の中であったことは事実であり、申請どおり非農地証明してもなんら問題ありませんので、よろしく願いいたします。

事務局 続きまして2番、3番、4番は同じ申請人でありましたので、一括して説明します。申請人は相続により取得した塩ノ岐地区の案件です。

2番は、昭和62年12月18日に合併浄化槽を設置した時に周辺をコンクリート舗装したため農地としては利用されず現在に至っている。

3番は、20年以上前から農地として利用されず、杉を植林し現在に至

	<p>っている。4番は、平成25年に現所有の父親であるR氏が亡くなってから耕作されず原野化し、現在に至る。 位置図としては資料の27ページ、30ページ、33ページをご覧ください。現地調査時の写真は28ページ、31ページ、34ページであります。 12月3日に現地調査した時の報告書が29ページ、32ページ、35ページにありますので、担当委員から報告願います。</p>	議長	他にないようでございますので、議案第24号について、一括して承認するに賛成の方の挙手をお願いします。
6番小島委員	<p>只今事務局より、説明があったとおり、12月3日に推進委員の鈴木委員と現地調査を行いました。現況は、申請どおり宅地化・山林化・原野化している状態でありました。経過の説明どおりであり、申請どおり非農地証明してもなんら問題ありませんので、よろしく願いいたします。</p>	全委員 議長	(全員挙手) 全会一致により議案第24号は原案の通り承認されました。
事務局	<p>続きまして5番目を説明します。申請人は埼玉県在住のW氏所有者は母のS氏が高齢で同居しているため代理で申請がありました。 母が住んでいた住居を空き家バンクに登録するため、昭和40年代に建築し、昭和60年代に建て替えを行った車庫やその他に丸車庫が1つあったが地目が農地であり現況に合わせたいという申請でした。 位置図としては資料の36ページをご覧ください。現地調査時の写真は37ページであります。 11月27日に現地調査した時の報告書が38ページにありますので、担当委員から報告願います。</p>	事務局	<p>本日の提出議案は以上です。続いて、協議報告事項に入ります。事務局 願います</p> <p>はい、議長</p> <p>別紙資料(1)をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書受理について説明いたします。 まずは今回の議案23号との関連で、貸貸人Y氏と農業振興公社、農業公社とR農業法人の合意解約が1件、貸貸人B氏と農業振興公社、農業振興公社とR社の合意解約が1件、貸貸人K氏と農業振興公社、農業振興公社とY氏の合意解約が1件合計3件の通知が農業委員会へ提出されましたことを報告いたします。</p> <p>続いて別紙資料(2)をご覧ください。農業経営改善計画認定申請書の審査結果について報告いたします。</p>
2番渡部委員	<p>只今事務局より、説明があったとおり、11月27日に推進委員の堀金委員と現地調査を行いました。現況は、申請どおり車庫が2つ建っており課税上も宅地となっていました。経過の中であったことは事実であり、申請どおり非農地証明してもなんら問題ありませんので、よろしく願いいたします。</p>		<p>認定農業者の5年度毎の更新であり、別紙計画書に基づき、5年後の作付面積は変更なしで、単収の向上を目指すという内容です。関係機関の県農林事務所普及所、JA会津よつば、南郷営農経済センター、農業委員会事務局長レベルでの承認により、令和7年11月27日～令和12年11月26日の期間で認定されたことを報告いたします。</p>
事務局	<p>続きまして6番と7番は関連しますので一括説明します。申請人は町内在住のA氏とB氏であって、地元土建会社のC社から資材置場として現況非農地の農地を取得したため相談がありました。 申請地は、2011年の新潟・福島豪雨災害以降、耕作せず原野化している。位置図としては資料の39・40ページをご覧ください。現地調査時の写真は41ページであります。 12月11日に現地調査した時の報告書が42・43ページにありますので、担当委員から報告願います。</p>		<p>続いて別紙資料(3)をご覧ください。令和8年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(案)について報告いたします。</p> <p>この意見書案は、農業委員会等に関する法律第38条に基づき意見を町部局へ提出するものです。会長と事務局長と相談した内容となっておりますので、説明します。 まず意見書のタイトルですが、別紙のとおり4つ候補を記載しております。次は、「はじめに」ということで、農業委員会の取り組みについて記載し、本年度の諸課題や意見書の提出に至った事項を記載しております。</p>
3番長谷部委員	<p>只今事務局より、説明があったとおり、12月11日に推進委員の新国委員と現地調査は雪の影響で確認できませんでしたが、C社の撮影したドローン写真や現況写真を確認した結果、申請どおり非農地証明してもなんら問題ありませんので、よろしく願いいたします。</p>		<p>本題の内容ですが、8項目に分類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担い手への農地利用の集積・集約化について これは主に大型機械化の必要性から購入支援の継続と拡充について 2 集落総ぐるみの担い手支援について 各集落への意識改革の働きかけや永続的な農地の保全と施策の検討 3 新規就農支援体制の拡充と人材の確保について 若手への支援に加え50歳以上の就農希望者への条件緩和や多様な担い手の積極的な支援 4 遊休農地の発生防止・解消対策について 基盤整備事業に加え、即効性のあるグランドカバープランツなどの取組や検討
議長	<p>はい、事務局並びに担当委員より概要の説明や現地調査での報告がございました。 この議案にご質問等ございませんか。</p>		
3番長谷部委員	<p>5番の案件について、転用の届出はいらぬのか。</p>		
事務局	<p>本来は必要であるが、無断転用の取扱い方針として、平成22年を境にして、それ以前のは現況確認証明で処理していくという申し合わせとなっている。(会長も補足した)</p>		

- 5 老朽化した農業用施設の修繕に対する支援について
人手不足の解消として非農家への共同活動への参加や集落補助金事業の継続
- 6 鳥獣被害対策について
獣害被害の抑制と電気柵等の資材購入や設置・撤去までの支援
- 7 公共転用の報告・確実な登記について
- 8 農業委員会事務局体制の充実について

皆様から意見があればお願いします。

3 番長谷部委員

6の鳥獣被害対策ですが、広報等で事例紹介などソフト面での情報提供を入れたほうが良いかと思う。

10 番齋藤委員

塩沢地区のモデル事業はどうなったのか。

事務局

実施前の事前調査を行ったが、集落の会議で実施については否決されとん挫した。

事務局長

この意見書については、ご指摘があった部分を修正し次回総会で議案として挙げて審議してもらうことでよいでしょうか。

全委員

了承した

事務局からは、以上となります。

議長

それでは、すべての議案、報告事項が終わりましたので、他に何かございませんか。

(全委員 ありません)

無いようなので、これで12月の定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

只見町農業委員会 会長 飯塚 春夫 様

この議事録は、会議内容と相違ないことを認め署名する。

令和 7年12月26日

議事録署名人 山内 征久

議事録署名人 齋藤 聡